

## 新潟地方裁判所委員会（第7回）議事概要

- 1 日 時 平成18年2月2日（木）午後2時00分から同4時00分まで
- 2 場 所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者 11人の委員が出席（平野友孝委員，村山伸子委員欠席）  
学識経験者委員 高橋ひろ子委員，岡田ヨシミ委員，木村哲郎委員，本間一也委員，  
町屋隆委員  
弁護士委員 古川兵衛委員，二岸直子委員  
検察官委員 中井國緒委員  
裁判官委員 加藤新太郎委員，大谷吉史委員，大工強委員
- 4 議事概要
  - (1) 裁判所からの報告  
裁判所事務局から，「大雪による管内の状況」，「裁判員制度の広報活動」及び「裁判員制度全国フォーラム in 新潟」の結果報告が行われた。
  - (2) 「裁判員制度全国フォーラム in 新潟」のビデオ上映
  - (3) 意見交換  
1月22日に行われた「裁判員制度全国フォーラム in 新潟」のビデオを視聴し，その感想並びに新潟地方裁判所における裁判員制度に関する取組状況及び今後の裁判員制度の広報の在り方について意見交換が行われた。  
ア 「裁判員制度全国フォーラム in 新潟」のビデオの感想
    - (ア) 裁判員制度は，市民から見ると，大きな権利をもらうことになるが，その責任も重いので，制度を理解すればなおさら参加したくないと感ずる人もいるかもしれない。
    - (イ) フォーラム自体は，多くの市民が参加し，非常に良かったと思う。これに参加していない人は，現行の刑事裁判に市民が参加するメリットは何なのか，市民が参加することにより刑事裁判がなぜよくなるのかが分からないのではないか。
    - (ウ) 裁判員制度を導入することは良いが，国民が保守的であるため，現代の社会情勢にマッチしていないのではないか。今回のフォーラムで，パネリストの発言にもあったとおり，裁判所も民間の良識を受け入れ，国民が気易く司法に参加できるような基盤を整備していかななくてはならないと思う。
    - (エ) 裁判員制度に市民の関心はかなりあると思うが，その制度自体を十分理解していない。また，量刑までを市民が決めることに躊躇するし，審理に参加して逆恨みに遭わないか心配である。市民に対して目に見えるような広報や啓発等を行う必要がある。
    - (オ) フォーラムは，参加者が多数集まり良かった。しかし，一般市民の多数が刑事裁判を知らない状況であり，刑事裁判制度を変えても国民は参加しにくいのではないか。なぜ裁判員制度を導入するのか，その理由が分からない。市民に対してさらに丁寧に裁判員制度の説明をする必要があるのではないだろうか。また，迅速な裁判を実現することにより，一般市民に対するメリットが何なのかを説明してもらいたい。
    - (カ) 刑事事件は迅速に処理することが望ましく，遅れば遅れるほど市民は無関心になる。裁判員制度の導入により，刑事裁判は早くなると思われ，ここに大きなメリットがあるのではないか。また，良い刑事裁判は，迅速かつ適正な手続で妥当な結論（判決内容）が示されなければならない。裁判員制度の対象事件は，殺

人や放火といった，市民生活の中で身近に起きている犯罪である。それを一般市民に健全な判断をしてもらうことにより，妥当な結論が出るのではないだろうか。量刑の判断については，過去の資料等もあるが，それを基に判断すると前例踏襲になってしまう。むしろ，自分自身の感覚で考え，意見を出すのがよいと思う。

イ 新潟地方裁判所における裁判員制度広報等に関する取組状況について

当庁の平成15年から平成17年までの裁判員対象事件数及び平成17年度の本庁及び支部の判員対象事件数について説明したところ，以下の意見が出た。

(ア) 裁判員対象事件が集中している本庁で取り扱うのが妥当ではないか。

(イ) 執務上の負担（主として人的負担）という観点から考えれば，支部に分散するのは好ましくない。また，裁判所でも，人的負担や施設上の負担もあり，費用対効果を考えれば，本庁のみで取り扱うことが好ましと考える。

ウ 今後の裁判員制度の広報について

(ア) 大学では，講義の中で裁判員制度について周知をしている。最近では，高校から裁判員制度の説明について依頼がありその説明を行ったこともある。依頼があれば，出来るだけ行いたいと考えている。

(イ) 裁判所においても，これまでの取り組みに加えて，経済団体に対するセミナーや学校の社会科の先生に対する説明又はNPOに対する説明など，積極的に展開することが望ましい。

5 次回期日

(1) 平成18年6月8日（木）午後2時から午後4時まで

(2) 意見交換テーマ

「今，裁判所が考えるべきこと」（仮題）

以 上